**平成２１年（フ）第８１５号**
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1314番地
債務者　丹野　重光
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第８１６号**
栃木県宇都宮市竹下町1267番地２、前住所栃木県宇都宮市清原台３丁目19番32号
債務者　矢嶋　千夏（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第８２０号**
栃木県矢板市石関1317番地１　石関市営住宅２号棟305号
債務者　川島　欣一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７８８号**
岡山市南区福島２丁目23番２号
債務者　下井　邦彦
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８４０号**
岡山市南区浜野４丁目10番24号、住民票上の住所岡山市東区西大寺浜179番地15
債務者　髙橋　厚子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８５８号**
岡山県倉敷市児島稗田町508番地11
債務者　其田　三郎
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８５９号**
岡山県倉敷市児島稗田町508番地11
債務者　其田登詩子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８６７号**
岡山市北区津島笹が瀬４番52号　ビッグジョイウエヤマ203、住民票上の住所岡山県勝田郡勝央町黒坂20番地１
債務者　水島　美紀
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第９１３号**
岡山市南区浜野２丁目９番10号　メモリアルＹ・Ｓ101
債務者　赤木　圭介
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２９４４号**
横浜市戸塚区深谷町25番地　26―2653号
債務者　小野　裕光
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３１０８号**
神奈川県藤沢市亀井野3193番地
債務者　瓜生　邦夫
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３１４６号**
横浜市鶴見区北寺尾１丁目６番29号　バード・ハウス101
債務者　関　ツヤ子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３１６０号**
横浜市戸塚区上倉田町1077番地10　須田マンション102号
債務者　樋口　紘子（旧姓小柳）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３１７６号**
横浜市神奈川区白幡仲町39番５号　イエヤスハウス１－Ａ号
債務者　植田　　勉
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３１９５号**
神奈川県藤沢市善行７丁目10番６号
債務者　村上　智子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３２１６号**
横浜市旭区四季美台65番地２　ハイツ四季美台203
債務者　柳田佐千男
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部